

## セントルシアの入国規制措置（４月２日更新）

セントルシア政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。なお、今次更新により、ワクチン完全接種者は渡航前の新型コロナウイルス検査の必要が無くなり、ワクチン未接種者は検疫期間が短縮される等変更がなされております。

- 1 全ての渡航者は、渡航許可取得のため、渡航前に必要書類を渡航登録フォーム上に提出する必要がある。また、健康診断書をダウンロードして印刷し、到着前に記入しておく、到着後の手続きが簡易化される。
- 2 ワクチン完全接種渡航者
  - （１）渡航前の新型コロナウイルス検査や検疫措置は課されない。チェックイン、搭乗および入国の際に、有効なワクチン接種証明書の提示、渡航前には同証明書を渡航登録フォーム上に提出する必要がある。５歳から１７歳のワクチン未接種の子どもと共に渡航し、子どもの検疫措置免除を希望する場合は、同子どもは渡航前と到着時に自費によるPCR検査を受け、同検査結果が判明するまで、検疫措置が課される。同検査結果が陰性の場合は、検疫は不要となる。
  - （２）ワクチン完全接種者とは、それぞれのワクチンの定められた規定回数を接種し、最終回の接種から２週間を経過している者を言う。
- 3 ワクチン未接種渡航者
  - （１）５歳以上のワクチン未接種渡航者は、到着５日前以内に受検したPCR検査の陰性結果を所持し、渡航前に同陰性結果を渡航登録フォーム上に提出する必要がある。
  - （２）非居住者の場合、新型コロナウイルス認可宿泊施設への移動については、認可タクシーを使用する必要がある。別の新型コロナウイルス認可宿泊施設への移動や認可された余暇活動、ツアー、小旅行に参加する場合を除き、滞在期間中は施設内に留まる必要がある。同認可宿泊施設で７日経過後、海外からの渡航者は、引き続き関連規則を遵守しつつ関連同施設内に滞在することが出来、国内で活動することが出来る。
  - （３）居住者の場合、到着後７日間の自宅での検疫措置が課される。
  - （４）PCR検査（検体採取）は、医療従事者または医療従事者監督の下、採取された検体（鼻咽頭ぬぐい液、中咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液、前鼻腔ぬぐい液、中鼻甲介ぬぐい液）とし、LAMP法検査、自宅等での自己検査及び唾液

の検体は認められない。また、検査証明書には、検体を採取した医療機関（名前、住所、電話番号）、氏名、生年月日、検体採取日、検査の種類と検査方法、検査結果が記載されている必要がある。未検査または、指定外の検査結果を所持した渡航者は、到着後に自費で再検査が課され、検査結果が判明するまで検疫所で待機する必要がある。

#### 4 クルーズ船旅客

- （１）全ての乗客は、乗船５日前以内に実施した PCR 検査陰性結果書を提示する必要がある。２歳以上の全ての乗客及び乗組員は、入国手続き簡易化のため、新型コロナワクチン接種証明書（２回接種の場合は両方分）を提示する必要がある。全ての乗客及び乗組員は、少なくとも乗船２週間前にはワクチンを完全接種している必要がある。ワクチン接種済みの乗客には、ワクチン未接種者と区別するため、カラーバンドが付与される。
- （２）ワクチン完全接種者（保健省が認可した新型コロナワクチンの規定回数を、到着２週間前以上に接種している者）は、余暇を過ごすため国内を自由に活動出来る。ワクチン未接種者は、船上のクルーズ・デスクで事前予約したツアー、小旅行に参加することが出来、健康・安全規則遵守のため「緑の回廊（Green Corridor）」または「バブル（Bubble）」エリアに留まる必要がある。関連する安全対策が実施されると、指定されたビーチにのみ行くことが出来る。
- （３）全ての下船する乗客には、入国時に健康状態確認及び体温検査が課される。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：セントルシア観光局

<https://www.stlucia.org/en/covid-19/>

参考：セントルシア保健省

<https://www.covid19response.lc/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868） 628-5991

住所 : 5 Hayes Street、 St. Clair、 Port of Spain、 Trinidad and Tobago

ホームページ : [https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

E-mail : [ryouji@po.mofa.go.jp](mailto:ryouji@po.mofa.go.jp)

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。